

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十七日熊本地方裁判所山鹿支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

熊本県山鹿市山鹿三七七番地

宗教法人實相寺教会

清算人 弁護士 田中 俊夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大分県大分市大字駕野字行衛一〇一八番地の一

医療法人厚明会

清算人 小野 哲男

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文科科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の二

学校法人東北公益文科大学

清算人 上野 隆一

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県習志野市谷津七丁目二番五十四号

習志野市JR津田沼駅南口土地地区画整理組合

清算人代表 三代川和彦

解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和八年三月三十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県南足柄市内山一四四五番地

清算法人南足柄市内川土地改良区

清算人代表 鈴木 正

解散公告(第三回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

岐阜市田神一〇番二八号

医療法人石川内科クリニック

清算人 石川 貴之

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

京都市中京区三条通烏丸東入ル梅忠町二四番地 三条COHJU BLDG. 三F

医療法人多田消化器クリニック

清算人 多田 正大

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

島根県松江市乃白町二二四番地

松江市乃白田和土地地区画整理組合

代表清算人 持田 光敏

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

東京都江東区清澄一丁目八番一六号

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

西垣銀次郎 東京都墨田区押上二丁目三番極東レジン株式会社内

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市春採三丁目二番、最後の住所釧路市春採三丁目二番八号

被相続人 亡 伊賀 昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日

北海道釧路市幸町六丁目一番地二号AKビル 弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 久保田庸央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市向能代字上野一三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 大塚 房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日

事務所秋田県能代市大町五番二六号 白神 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大庭 秀俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市角館町山根町二九番地二、最後の住所秋田県由利本荘市西目町戸字孫七山三番地二

被相続人 亡 小友 貞美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日

山形県米沢市金池八丁目二番二二番二鶴巻ビル 相続財産清算人 司法書士 齊藤 麻衣

被相続人 亡 中村 清樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日

山形県米沢市金池八丁目二番二二番二鶴巻ビル 相続財産清算人 司法書士 齊藤 麻衣

被相続人 亡 中村 清樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日

山形県米沢市金池八丁目二番二二番二鶴巻ビル 相続財産清算人 司法書士 齊藤 麻衣

被相続人 亡 中村 清樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和八年五月七日